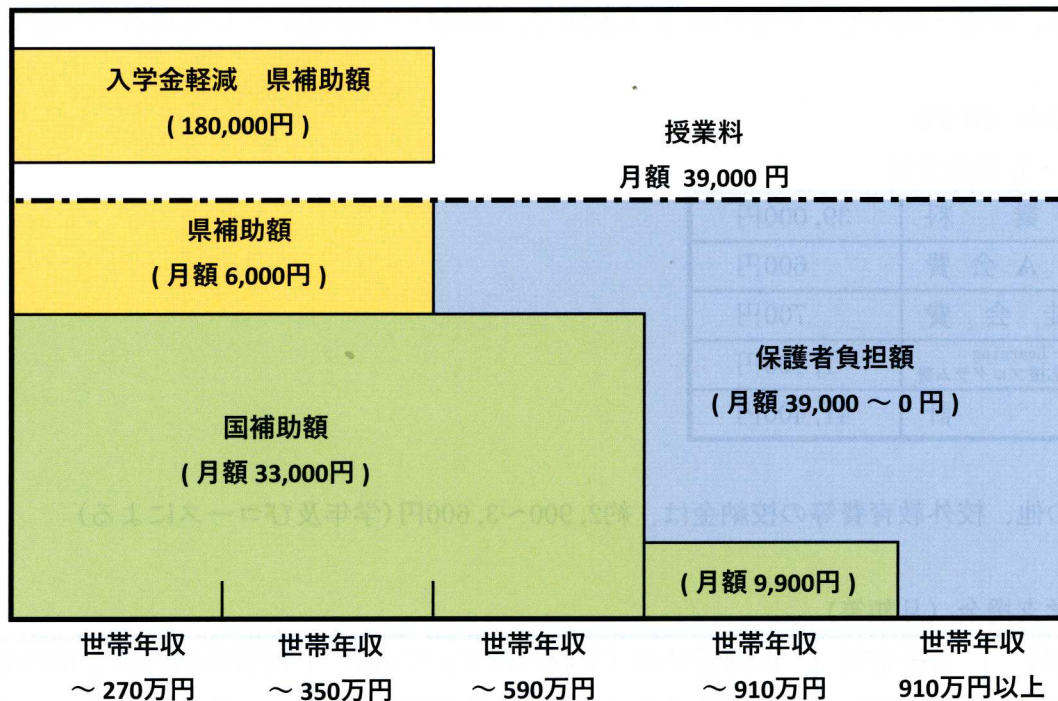


広陵高校 授業料の保護者負担額について

～就学支援金制度の改正で、私学に通う生徒への支援が手厚くなりました～

保護者の授業料負担額は、国の制度である就学支援金と広島県の制度である授業料軽減制度があり、世帯年収が概ね590万円未満の場合は、国から月額33千円の補助対象となり、世帯年収が概ね350万円未満の場合は県の補助額と併せて授業料が全額減免となります。

また、世帯年収が概ね350万円未満の場合は県により、入学金軽減として18万円の補助を受けることができます。



<判定の基準と負担額> (注) 税額等については、市町村の課税担当部署にお問い合わせください。

判定の基準等 (※)	支援の対象となる世帯年収の目安	就学支援金 (国制度)	授業料等軽減 (県制度)	授業料等保護者負担額	入学時納付金
0円 (非課税)	～約270万円	月額33,000円	月額6,000円	0円	180,000円
51,300円未満	約270万円～約350万円	月額33,000円	月額6,000円	0円	180,000円
154,500円未満	約350万円～約590万円	月額33,000円	対象外	月額6,000円	対象外
304,200円未満	約590万円～約910万円	月額9,900円	対象外	月額29,100円	対象外
304,200円以上	約910万円以上	対象外	対象外	月額39,000円	対象外

(※) 保護者等全員の市町村民税の標準額×6%－市町村民税の調整控除額 政令指定都市は調整控除額×3/4

